

## 令和4年度

# 長岡市まちなか居住区域空き家移住定住促進事業補助金のお知らせ

### 事業目的

まちなか居住区域への移住定住促進のため、空き家に残存する家財等処分費、ハウスクリーニング等清掃費、物件のリフォームに係る費用の一部を買い手となる方に補助します。

### 申請方法等

【申請期間】 令和4年4月1日（金）～令和4年11月30日（水） ※郵送当日消印有効

【申請方法】 別紙申請書及び添付書類を下記担当窓口（都市政策課）へ郵送で提出

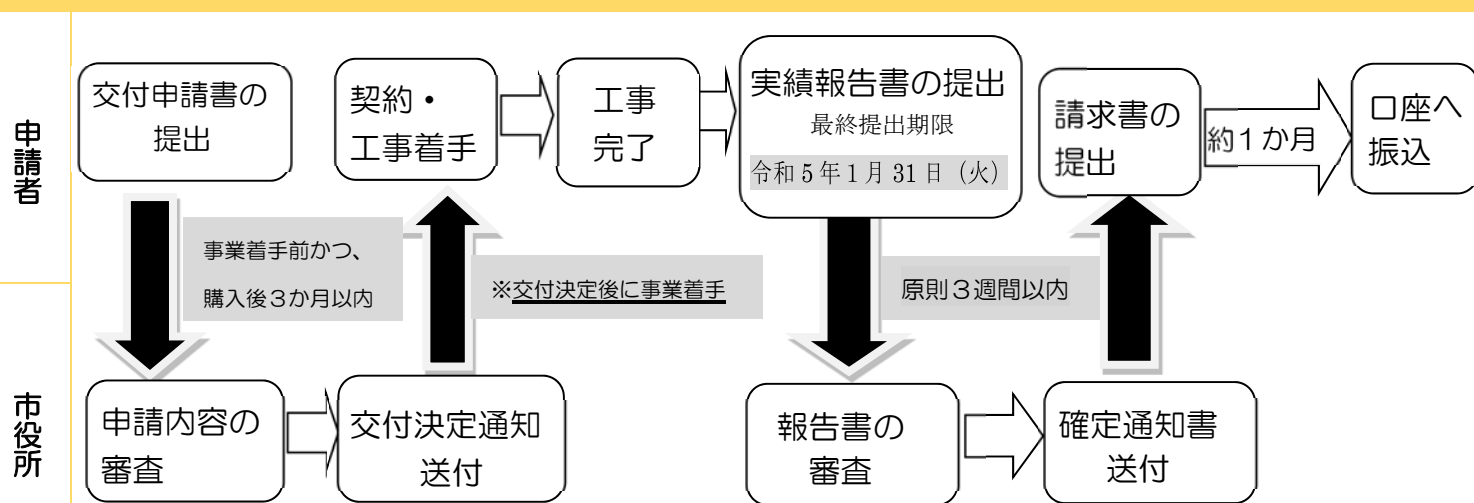
【予算額】 ①空き家片づけ・清掃事業 40万円

②空き家活用環境整備事業 300万円

※先着順で受付します。申請期間中でも予算が無くなり次第終了となります。

※予算残額はお問い合わせいただくかホームページで確認してください。

### 手続きの流れ



### 担当・問い合わせ

長岡市 都市整備部 都市政策課

〒940-0062

長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト8階

TEL: 0258-39-2265 FAX: 0258-39-2270

メール: toshisei@city.nagaoka.lg.jp



## 各手続き時に必要な書類（①、②共通）

### 【交付申請時】

1. 交付申請書
2. 見積書の写し
3. 事業実施前の状況のわかる写真
4. 誓約書
5. 未納のない証明

※（長岡市税の）未納のない証明は市の税金窓口で発行しています。

### 【実績報告時】

1. 実績報告書
2. 領収書の写し
3. 事業実施後の状況のわかる写真
4. 転入後の住民票

## ① 空き家片づけ・清掃事業

対象要件等	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなか居住区域にある空き家を購入する見込みの者又は、購入後3か月以内の者（法人を除く）</li> <li>・物件購入前の住所が長岡市外である者</li> <li>・物件購入後、10年以上居住する者</li> </ul> <p>○対象空き家</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなか居住区域にある個人又は法人が所有する空き家</li> <li>・昭和56年6月1日から平成23年12月31日までに建築されたもの</li> </ul> <p>○その他要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>補助金交付決定後に補助対象事業を実施すること</b></li> <li>・長岡市税に未納がないこと</li> </ul>
補助額	<p style="color: red;">最大10万円（補助率1/2）</p> <p>※1,000円未満の端数切り捨て</p>
補助対象事業内容	<p>○家財等の残置物の処分</p> <p>○屋内、屋外清掃</p>

### 補助対象事業内容の具体例

家財道具の処分	仏壇の処分（お祓いも含む）
ハウスクリーニング	トイレ・風呂の排水管清掃
換気扇の掃除	床・壁・天井の清掃
除草	瓦、木材などの残置物処分

## ② 空き家活用環境整備事業

対象要件等	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなか居住区域にある空き家を購入する見込みの者又は、購入後3か月以内の者（法人を除く）</li> <li>・物件購入前の住所が長岡市外である者</li> <li>・物件購入後、10年以上居住する者</li> </ul> <p>○対象空き家</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなか居住区域にある個人又は法人が所有する空き家</li> <li>・昭和56年6月1日から平成23年12月31日までに建築されたもの</li> </ul> <p>○その他要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>補助金交付決定後に補助対象事業を実施すること</b></li> <li>・長岡市税に未納がないこと</li> </ul>
補助額	最大50万円（補助率1/2） ※1,000円未満の端数切り捨て
補助対象事業内容	<p>○空き家のリフォーム工事全般</p> <p>○外構工事全般</p> <p>○その他空き家を活用するために必要な環境整備</p>

### 補助対象事業内容の具体例

浴室の改修	便所の改修	洗面所の改修
台所の改修	内装の改修	エアコンの設置工事
窓、出入口の改修	屋根、外壁の改修	雪処理対策工事
給排水設備等の改修	樹木伐採、塀、看板撤去	駐車場整備
消雪設備整備	防草シートの敷設	害虫、害獣駆除

### 補助対象とならない事業内容の具体例

工事を伴わない家具、家電の設置、搬入

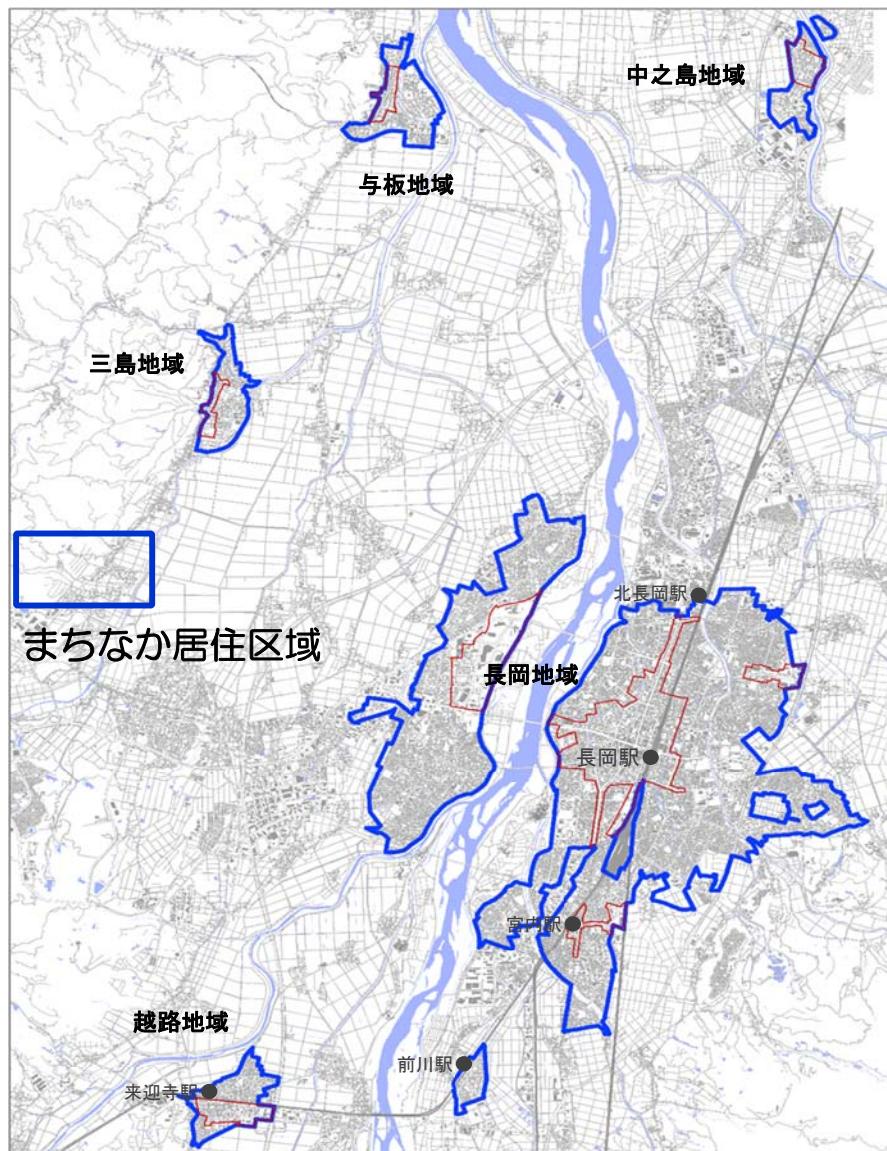
購入者自身や購入者自身が代表を務める会社で改修等を行うもの

※耐震改修工事を実施する場合、工事費等の助成制度があります。

詳しくは長岡市建築・開発審査課（TEL：0258-39-2226）へお問い合わせください。

## まちなか居住区域とは

公共交通が使いやすく利便性の高い中心市街地や各地域のまちなかに、多くの人が集まる施設や暮らしに必要な施設などがまとまることで、自家用車に頼らなくても済みやすいまちを目指す立地適正化計画の中に定められている区域になります。



より詳細な区域図等は、長岡市のホームページでご確認いただけます。



### 【まちなか居住区域に関する制度】

#### <まちなか居住区域定住促進事業>

市外在住の方がまちなか居住区域内に住宅を購入等した後に居住した場合、住宅に係る固定資産税の1/2を3年間（子育て世帯は5年間）免除します。詳しくは長岡市ホームページをご確認ください。

※まちなか居住区域空き家移住定住促進事業補助金と対象要件が異なりますのでご注意ください。

#### <フラット35>

まちなか居住区域定住促進事業等とセットで利用することで借入金利の引き下げをします。

詳しくは、

「フラット35」で検索

または、フラット35コールセンターへ

TEL：0120-860-35（通話料無料）